



18歳になる君へ

大人への一步を踏み出す前に

知っておこう! 契約のコト



2022年4月1日から
成年年齢が18歳になります!

今までの18歳 未成年

社会経験の少ない20歳未満の未成年者が親の同意を得ないで契約した場合、原則として**契約を取り消す**ことができます。
(例) 親に内緒で10万円の化粧品セットを契約した場合

親の同意がない契約は
取り消せる
(法律で保護されている)

No!



- ★ただし、次の場合は取消しできません
- お小遣いの範囲の少額な契約の場合
 - 自分が成人であると偽って契約した場合
 - 結婚している場合 など

これからの18歳 新成人

成年年齢が18歳になると、18歳、19歳の人は親の同意なく、**一人で様々な契約ができる**ようになります。
(例) ●スマホを購入する
●クレジットカードを作る
●一人暮らしのためのアパートを借りる など

一方で、未成年者取消しはできなくなります。
様々な勧誘のターゲットになる危険性があります。

OK!



一人で契約できる!
(未成年者取消しは
できなくなる)

18歳(新成人)になったら…

こんな
トラブルに
注意!

マルチ取引



アドバイス

友人、先輩、SNSで知り合った人から
「人を紹介するともうかる」などと
誘われても、きっぱり断ろう!

定期購入



アドバイス

「お試し500円」などのネット広告では
買う前に“定期購入が条件になっていないか”
契約内容をよく確認!

エステ契約



アドバイス

体験だけのつもりで行って
高額な契約を勧められても、その場では契約せず
本当に必要かどうかよく考えよう!

情報商材



アドバイス

「1日10万円稼げる」「誰でも簡単」など
高収入を得られるという
情報商材*の広告には注意!

*投資などでお金をもうける方法として売られている情報

困った時は、
消費者ホットライン

いやや
☎188にご相談を!
最寄りの相談窓口
電話がつながります

お住まいの自治体の相談窓口

四街道市消費生活センター

☎043-422-2155

受付日 月曜日～金曜日 ※祝日、年末年始などを除く

受付時間 9時～16時